

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から40年4月まで

私は、60歳になる前、元役場職員の知人から「船員保険の加入期間が少ないため、このままだと年金が受給できないかもしれない。しかし、今、国民年金保険料を納付すれば年金が受給できるようになる。」と助言を受けたため、その知人に約30万円を預けた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を預けたとする知人は、市町村役場を退職後も、申立人が居住していた市町村の住民に対し、国民年金への加入の助言や国民年金保険料の納付を代行していたことが確認できること、及び申立人が知人から助言を受けたとする時点では、申立人は老齢年金の受給資格を満たしていなかったことから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人が知人に預けたと主張する金額は、申立期間及び納付済みとされている昭和40年5月から41年12月までの期間の国民年金保険料を、第3回特例納付により納付した場合の国民年金保険料額とおおむね一致している上、社会保険庁の国民年金受付処理簿及びオンライン記録によれば、申立人の資格取得日は、当初、昭和42年1月1日とされていたものが36年4月1日に訂正されているが、申立人の妻は知人に国民年金保険料を預けた以

外には国民年金保険料をさかのぼって納付したことはないと申し述べていることから、当該資格記録の訂正は、第3回特例納付を利用して納付するために行われたものと考えるのが自然であり、特例納付できる期間があるにもかかわらず、一部の期間しか納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和38年1月から39年3月まで

私は、昭和39年12月ごろに夫の実家に戻った際、近所の知人から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞いていたため、子供が小学校に入学した40年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付する旨を伝え、納付書を作成してもらい、数回に分割して農協で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、厚生年金保険からの切替手続も適切に行われていることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年4月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間②は過年度納付することができる期間であることから、申立人が国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料をさかのぼって納付する旨を伝えたとすれば、申立期間②の納付書が発行されていたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の夫からの仕送りに加え、申立人自身も収入を得ており、国民年金保険料をさかのぼって納付できる資力はあったと申し述べているが、このことは、社会保険庁のオンライン記録における申立人の夫の標準報酬月額からも裏付けられる上、申立期間②直後の昭和39年度の国民年金保険料をさかのぼって納付していることから、過年度納付することができる申立期間②をあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したのは国民年金に加入した当初のみであったと申し述べていることから、申立期間①の国民年金保険料は納付できなかったものと考えても不自然でなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月までの期間及び 41 年 7 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月まで

私は、申立期間当時、母親が家族全員の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をほぼ完納している上、申立人の両親及び姉弟は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、申立人の家族全員の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間については、申立人の両親及び姉は納付済みとされている上、申立人の姉弟は、申立人の母親が申立人を含む家族全員の国民年金保険料を納付していたことを証言していることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、過年度納付が可能な期間である上、申立人の姉の 20 歳直後の国民年金保険料はさかのぼって納付されていることが、申立人の姉の保管する国民年金手帳により確認できることから、申立人についても申立人の姉と同様に申立人の母親が 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、9 か月と比較的短期間である上、申立人が婚姻して A 町から B 市に転居した後の昭和 41 年 4 月から同年 6 月までの国

国民年金保険料が同町において収納されていること、及び同町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間②当時、申立人が同町から同市へ転出したことが把握されておらず、申立人は同町において国民年金保険料を納付する被保険者とされていた痕跡こんせきがうかがわれることから、申立人の母親が申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から47年12月まで

私は、昭和40年ごろ、夫が国民年金の任意加入手続を行い、毎月、私が集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和48年1月19日に国民年金の任意加入をしたことから、申立期間は、未加入期間とされており、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、任意加入時点では、申立期間のうち、40年6月から45年9月までの期間は時効により納付できない期間であり、45年10月から47年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は91か月と比較的長期間である上、申立人が国民年金保険料を納付していたと主張する集金人は死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 337

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月まで

私は、20 歳になった時、自分自身が国民年金の加入届を記入し、父親又は母親に提出してもらうとともに、自営していた事業所の経理を任されていたため、自分が用意した国民年金保険料を封筒に入れ母親に渡し、その保険料を父親又は母親が納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でなく、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の両親について、父親は死亡しており、母親は高齢のため証言を得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 9 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人及びその両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したかは不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親の昭和 36 年度の国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料も納付していたはずであると主張するが、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、申立人よりも約 1 年半前の昭和 36 年 3 月に払い出されたものと推認される上、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人とその母親の国民年金

保険料の納付日は、申立期間直後の昭和 37 年度は一致しておらず、38 年度からはほぼ一致していることが確認できることから、申立人の両親が申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人及びその両親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 46 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 46 年 5 月まで

私は、婚姻を契機に、夫が市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った際、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立人の夫が市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った際、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 8 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、43 年 3 月から 44 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、44 年 7 月から 46 年 3 月までの期間は過年度保険料となり、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付を利用して一括して納付したのであれば、その納付金額は高額となるが、申立人の夫は納付金額の記憶が全く無い上、市役所の窓口では当該保険料を収納することはできなかつたものと考えられることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間は、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年8月まで

私は、昭和54年6月に、国民年金に任意加入してから厚生年金保険に加入するまで、国民年金の被保険者資格の喪失を申し出た記憶が無く、国民年金保険料を欠かさず納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和57年10月9日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料の口座振替に指定していた銀行口座の取引記録によれば、申立期間直前の昭和57年9月までの国民年金保険料の口座振替は確認できるが、申立期間については、当該銀行口座に国民年金保険料額を上回る残高があるにもかかわらず、国民年金保険料の口座振替が確認できない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を口座振替とは異なる方法により納付した記憶は無いと申し述べている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 50 年 5 月まで

私は、昭和 48 年 3 月ごろ、地区の世話役であった集金人に勧められ、国民年金の加入手続を行い、毎月、その集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の記録及び市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和 51 年 8 月 1 日に国民年金に任意加入したことから、申立期間は未加入期間とされており、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、任意加入時点では、申立期間のうち、48 年 3 月から 49 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、49 年 7 月から 50 年 5 月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間以外にも未加入期間及び未納期間が散見される上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする集金人は死亡しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 3 月 2 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 8 月 1 日から 51 年 3 月 2 日まで
④ 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで

私は、A社B支社で外交員として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、A社B支社での厚生年金保険加入期間のうち、申立期間③及び④は、いずれも 10 万円以上の給与が支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が低額であるので、申立期間③及び④の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社が保管する「外務員索引リスト」により、申立人が、昭和 49 年 5 月 10 日から 51 年 7 月 31 日まで同社に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社が保管する「厚生年金保険料徴収台帳」によると、申立人は、昭和 49 年 8 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51 年 3 月 1 日に喪失した旨の記載が確認でき、当該記載は社会保険庁の記録と

ほぼ一致している。

さらに、A社は、「外交員には、採用から3か月間は研修を受講することを義務付け、また、勤務期間中のノルマ達成状況によっては外部委託社員に降格させる場合があり、どちらの期間とも厚生年金保険には加入させていない。」旨を供述していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していなかったと考えることも不自然ではない。

- 2 申立期間③及び④については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社B支社の被保険者原票及び社会保険庁の記録によると、申立期間③及び④における申立人の標準報酬月額は、同社が保管する「厚生年金保険料徴収台帳」に記載された標準報酬月額と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された^{こんせき}痕跡は認められない。

さらに、A社は、「新入社員の標準報酬月額は、全員一律としていた。」と供述している上、社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票により、申立期間③及び④当時、同社で申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚等の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚等の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③及び④については、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 2 月から A 社で勤務し、申立期間は A 社 B 事業所で臨時職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、申立人が A 社 B 事業所に臨時職員として勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、昭和 39 年 1 月 1 日から 40 年 2 月 1 日までの期間について、社会保険事務所が保管している A 社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡こんせきは認められない。

さらに、申立期間当時の A 社に係る資料等を引き継いだ C 社からは、「申立期間当時、A 社では、臨時雇用員や試用員を厚生年金保険へ加入させる取り組みを行っていたが、それらの雇用形態とは違う臨時職員を厚生年金保険へ加入させるかどうか全く決まっていなかったようである。」との供述が得られた上、当時の複数の同僚は、「臨時職員は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨を供述していることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったと考えることも不自然ではない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。